

議案第 3 号

渋川市職員の給与に関する条例及び渋川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 1 月 1 9 日提出

渋川市長 星 名 建 市

渋川市職員の給与に関する条例及び渋川市一般職の任期付職員の
採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(渋川市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 渋川市職員の給与に関する条例（平成 1 8 年渋川市条例第 4 8 号）
の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 1 項中「3 1 万円」を「3 1 万 8 0 0 円」に改める。

第 1 9 条第 2 項第 2 号ウ中「7, 1 0 0 円」を「7, 3 0 0 円」に改め、
同号エ中「1 0, 0 0 0 円」を「1 0, 4 0 0 円」に改め、同号オ中「
1 2, 9 0 0 円」を「1 3, 5 0 0 円」に改め、同号カ中「1 5, 8 0 0
円」を「1 6, 6 0 0 円」に改め、同号キ中「1 8, 7 0 0 円」を「1 9
, 7 0 0 円」に改め、同号ク中「2 1, 6 0 0 円」を「2 2, 8 0 0 円」
に改め、同号ケ中「2 4, 4 0 0 円」を「2 5, 9 0 0 円」に改め、同号
コ中「2 6, 2 0 0 円」を「2 9, 1 0 0 円」に改め、同号サ中「2 8,
0 0 0 円」を「3 2, 3 0 0 円」に改め、同号シ中「2 9, 8 0 0 円」を
「3 5, 5 0 0 円」に改め、同号ス中「3 1, 6 0 0 円」を「3 8, 7 0
0 円」に改める。

第 3 0 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 2 5」を「1 0 0 分の 1 2 7. 5」に
、「1 0 0 分の 1 0 5」を「1 0 0 分の 1 0 7. 5」に改め、同条第 3 項
中「1 0 0 分の 1 2 5」を「1 0 0 分の 1 2 7. 5」に、「1 0 0 分の 7
0」を「1 0 0 分の 7 2. 5」に、「1 0 0 分の 1 0 5」を「1 0 0 分の
1 0 7. 5」に、「1 0 0 分の 6 0」を「1 0 0 分の 6 2. 5」に改める
。

第 3 3 条第 2 項第 1 号中「1 0 0 分の 1 0 5」を「1 0 0 分の 1 0 7.
5」に、「1 0 0 分の 1 2 5」を「1 0 0 分の 1 2 7. 5」に改め、同項

第2号中「100分の50」を「100分の52.5」に、「100分の60」を「100分の62.5」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第4条関係）
行政職給料表

職員の 区分	職務の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600	
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100	
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600	
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100	
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400	
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700	
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900	
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100	
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400	
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700	
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900	
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100	
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900	
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700	
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500	
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100	
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700	
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300	
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900	
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600	
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400	
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800	
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500	
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000	
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400	
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800	
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200	
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600	
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900	
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200	
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500	
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800	
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100	
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400	
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700	
	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000	
	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100		
	47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400		
	48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700		
	49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900		
	50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200		
	51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400		
	52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700		
	53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900		
	54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200		
	55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500		

56	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800
57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000
58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300
59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600
60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800
61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000
62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300
63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600
64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800
65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000
66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300
67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600
68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800
69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000
70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300
71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600
72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800
73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000
74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300	
75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600	
76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800	
77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000	
78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300	
79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600	
80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800	
81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000	
82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300	
83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600	
84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800	
85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000	
86	266, 200	305, 800	355, 700			
87	266, 500	306, 100	356, 100			
88	266, 800	306, 400	356, 500			
89	267, 100	306, 700	356, 700			
90	267, 400	307, 000	357, 100			
91	267, 700	307, 300	357, 500			
92	268, 000	307, 600	357, 900			
93	268, 300	307, 800	358, 100			
94		308, 000	358, 400			
95		308, 300	358, 800			
96		308, 700	359, 100			
97		308, 900	359, 400			
98		309, 200	359, 800			
99		309, 500	360, 200			
100		309, 900	360, 600			
101		310, 100	361, 100			
102		310, 400	361, 500			
103		310, 700	361, 900			
104		311, 000	362, 300			
105		311, 200	362, 800			
106		311, 500	363, 200			
107		311, 800	363, 500			
108		312, 100	363, 800			
109		312, 300	364, 200			
110		312, 600				
111		313, 000				
112		313, 300				
113		313, 500				
114		313, 700				
115		314, 000				
116		314, 400				
117		314, 600				

	118		314,800						
	119		315,100						
	120		315,400						
	121		315,700						
	122		315,900						
	123		316,200						
	124		316,500						
	125		316,800						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第35条に規定する職員を除く。

別表第2（第4条関係）
医療職給料表
ア 医療職給料表（1）

職員の 区分	職務の 級	1 級	2 級	3 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円
	1	305,600	415,600	470,300
	2	307,900	418,300	472,300
	3	310,200	420,900	474,200
	4	312,400	423,300	476,100
	5	314,500	425,600	477,500
	6	318,000	427,800	479,200
	7	321,500	429,800	481,000
	8	324,900	431,900	482,800
	9	328,300	434,000	484,600
	10	331,800	435,500	486,300
	11	335,200	437,000	488,100
	12	338,600	438,500	489,900
	13	342,000	439,900	491,700
	14	345,500	441,300	493,400
	15	348,900	442,800	495,200
	16	352,300	444,200	497,000
	17	355,700	445,500	498,800
	18	358,800	447,000	500,700
	19	362,000	448,400	502,600
	20	365,200	449,800	504,500
	21	368,500	451,100	506,400
	22	371,600	452,600	508,100
	23	374,700	454,000	509,900
	24	377,700	455,400	511,700
	25	380,800	456,800	513,300
	26	383,100	458,200	515,100
	27	385,400	459,500	516,900
	28	387,600	460,900	518,400
	29	389,500	462,300	519,800
	30	391,200	463,600	521,500
	31	392,900	465,000	523,300
	32	394,700	466,400	525,000
	33	396,400	467,700	526,500
	34	398,200	469,100	527,800
	35	399,800	470,400	529,100
	36	401,100	471,800	530,400
	37	402,500	473,200	531,400
	38	403,900	474,900	532,700
	39	405,300	476,500	534,000
	40	406,700	478,000	535,300
	41	408,200	479,600	536,300
	42	408,900	480,800	537,100
	43	409,500	481,900	537,900
	44	410,100	483,000	538,700
	45	410,900	484,000	539,600
	46	411,500	484,900	540,400
	47	412,100	485,800	541,200
	48	412,600	486,600	541,900
	49	413,100	487,300	542,700
	50	413,500	488,000	543,500
	51	414,000	488,700	544,200
	52	414,400	489,300	545,100
	53	414,800	489,900	546,000
	54	415,100	490,600	546,800
	55	415,400	491,200	547,700

	56	415,800	491,800	548,600
	57	416,100	492,100	549,400
	58	416,500	492,700	550,200
	59	416,800	493,300	551,000
	60	417,200	494,000	551,700
	61	417,600	494,400	552,500
	62	417,900	495,000	553,400
	63	418,200	495,700	554,300
	64	418,500	496,400	555,200
	65	418,800	496,800	556,000
	66		497,400	556,900
	67		498,000	557,800
	68		498,500	558,700
	69		499,000	559,500
	70		499,500	560,400
	71		500,000	561,300
	72		500,500	562,200
	73		500,900	563,000
	74		501,400	
	75		501,800	
	76		502,200	
	77		502,700	
	78		503,300	
	79		503,800	
	80		504,200	
	81		504,700	
	82		505,300	
	83		505,900	
	84		506,400	
	85		506,900	
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		312,900	356,500	412,800

備考 この表は、医師に適用する。

イ 医療職給料表（２） 削除

ウ 医療職給料表（３）

職員の 区分	職務の 級	１ 級	２ 級	３ 級	４ 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円
	1	221,700	254,700	293,900	307,300
	2	223,600	256,800	294,400	307,800
	3	225,400	259,000	294,900	308,300
	4	227,100	261,200	295,400	308,800
	5	228,800	263,400	295,800	309,300
	6	230,700	264,400	296,300	309,800
	7	232,500	265,200	296,800	310,400
	8	234,200	266,100	297,200	310,800
	9	235,900	266,900	297,600	311,300
	10	237,800	268,000	298,100	311,800
	11	239,700	269,100	298,600	312,400
	12	241,600	270,000	299,100	312,900
	13	243,400	270,800	299,500	313,300
	14	245,400	271,500	300,000	313,900
	15	247,400	272,200	300,400	314,600
	16	249,400	273,000	300,900	315,200
	17	251,400	274,100	301,400	315,800
	18	253,400	275,000	301,800	316,700
	19	255,500	275,900	302,300	317,500
	20	257,500	276,800	302,700	318,400
	21	259,400	277,800	303,200	319,200
	22	260,600	278,800	303,600	320,100
	23	261,700	279,700	304,100	321,000
	24	262,800	280,700	304,500	321,800
	25	263,900	281,500	305,000	322,600
	26	264,700	282,400	305,600	323,400
	27	265,600	283,300	306,300	324,300
	28	266,400	284,200	307,000	325,200
	29	267,200	285,200	307,700	325,900
	30	267,900	285,900	308,400	327,000
	31	268,600	286,600	309,100	328,100
	32	269,300	287,300	309,900	329,100
	33	270,100	287,900	310,600	330,200
	34	270,700	288,500	311,400	331,200
	35	271,300	289,000	312,100	332,300
	36	271,800	289,400	312,800	333,400
	37	272,400	289,800	313,500	334,500
	38	273,100	290,400	314,300	335,600
	39	273,800	290,900	315,100	336,700
	40	274,500	291,300	315,900	337,800
	41	275,200	291,700	316,500	338,600
	42	275,800	292,200	317,400	339,700
	43	276,500	292,600	318,400	340,800
	44	277,100	293,100	319,300	341,800
	45	277,900	293,600	320,100	342,700
	46	278,600	294,000	321,100	343,600
	47	279,300	294,500	322,100	344,600
	48	279,900	294,900	323,000	345,600
	49	280,400	295,400	323,900	346,800
	50	280,900	295,800	324,800	348,100
	51	281,300	296,300	325,800	349,300
	52	281,700	296,800	326,800	350,500
	53	282,000	297,200	327,600	351,400
	54	282,500	297,600	328,500	352,600
	55	282,900	298,100	329,500	353,700

56	283, 300	298, 500	330, 400	355, 000
57	283, 700	299, 000	331, 300	356, 000
58	284, 100	299, 700	332, 200	356, 900
59	284, 400	300, 400	333, 200	358, 000
60	284, 700	301, 100	334, 100	359, 200
61	285, 100	301, 800	335, 000	360, 300
62	285, 500	302, 700	336, 100	361, 500
63	285, 900	303, 600	337, 300	362, 700
64	286, 200	304, 300	338, 500	363, 700
65	286, 500	305, 000	339, 200	364, 700
66	286, 900	305, 900	340, 300	365, 700
67	287, 300	306, 700	341, 400	366, 800
68	287, 600	307, 500	342, 300	367, 900
69	288, 000	308, 200	343, 400	368, 700
70	288, 500	309, 100	344, 100	369, 800
71	288, 900	310, 000	345, 200	370, 900
72	289, 200	310, 800	346, 300	371, 900
73	289, 600	311, 700	347, 400	372, 600
74	290, 100	312, 500	348, 600	373, 400
75	290, 600	313, 400	349, 700	374, 200
76	291, 100	314, 300	350, 800	374, 900
77	291, 600	315, 100	351, 900	375, 500
78	292, 100	316, 000	353, 000	376, 000
79	292, 700	317, 000	354, 000	376, 500
80	293, 100	317, 900	355, 100	377, 000
81	293, 600	318, 400	356, 000	377, 600
82	294, 000	319, 200	357, 000	378, 100
83	294, 500	320, 100	357, 900	378, 600
84	295, 000	320, 900	358, 900	379, 100
85	295, 400	321, 700	359, 800	379, 500
86	295, 800	322, 600	360, 600	379, 900
87	296, 300	323, 600	361, 400	380, 500
88	296, 800	324, 600	362, 200	381, 000
89	297, 200	325, 500	362, 800	381, 300
90	297, 700	326, 500	363, 400	381, 800
91	298, 200	327, 500	364, 000	382, 100
92	298, 700	328, 500	364, 600	382, 400
93	299, 200	329, 300	365, 000	383, 000
94	299, 600	330, 000	365, 400	383, 500
95	300, 100	330, 700	365, 900	384, 000
96	300, 700	331, 300	366, 300	384, 500
97	301, 300	331, 800	366, 800	385, 100
98	301, 800	332, 100	367, 200	385, 600
99	302, 300	332, 600	367, 700	386, 100
100	302, 800	333, 200	368, 100	386, 500
101	303, 200	333, 600	368, 400	387, 100
102	303, 700	334, 100	368, 900	387, 600
103	304, 100	334, 700	369, 200	388, 100
104	304, 500	335, 200	369, 500	388, 600
105	304, 900	335, 600	369, 900	389, 200
106	305, 300	336, 100	370, 400	389, 600
107	305, 700	336, 600	370, 900	390, 100
108	306, 000	337, 100	371, 400	390, 600
109	306, 200	337, 500	371, 900	391, 200
110	306, 500	337, 800	372, 400	
111	306, 700	338, 100	372, 900	
112	307, 000	338, 400	373, 300	
113	307, 300	338, 700	373, 700	
114	307, 500	339, 100	374, 100	
115	307, 800	339, 400	374, 600	
116	308, 000	339, 700	375, 100	
117	308, 300	339, 900	375, 500	

	118	308,500	340,200	376,000	
	119	308,800	340,500	376,500	
	120	309,100	340,700	377,000	
	121	309,400	340,900	377,300	
	122	309,700	341,200		
	123	310,000	341,500		
	124	310,300	341,800		
	125	310,500	342,000		
	126	310,700	342,300		
	127	311,000	342,600		
	128	311,400	342,800		
	129	311,600	343,000		
	130	311,900	343,200		
	131	312,200	343,500		
	132	312,600	343,700		
	133	312,800	344,000		
	134	313,100	344,400		
	135	313,400	344,800		
	136	313,700	345,200		
	137	313,900	345,500		
	138	314,200	345,900		
	139	314,500	346,300		
	140	314,800	346,700		
	141	315,000	347,000		
	142	315,300	347,400		
	143	315,700	347,700		
	144	316,000	348,100		
	145	316,200	348,400		
	146	316,400	348,800		
	147	316,700	349,200		
	148	317,000	349,600		
	149	317,200	349,900		
	150	317,400	350,300		
	151	317,700	350,700		
	152	318,000	351,100		
	153	318,400	351,400		
	154	318,600			
	155	318,800			
	156	319,100			
	157	319,400			
	158	319,700			
	159	320,000			
	160	320,300			
	161	320,700			
	162	321,000			
	163	321,300			
	164	321,600			
	165	322,000			
	166	322,300			
	167	322,600			
	168	322,900			
	169	323,300			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		248,800	269,700	277,300	288,100

備考 この表は、助産師、看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

第2条 渋川市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第30条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の62.5」を「100分の61.25」に改める。

第33条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に、「100分の62.5」を「100分の61.25」に改める。

（渋川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第3条 渋川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年渋川市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の95」を「100分の97.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の87.5」を「100分の90」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

特定任期付職員給料表

号給	給料月額（円）
1	405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000
6	765,000
7	893,000

第4条 渋川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の97.5」を「100分の96.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の90」を「100分の88.75」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の渋川市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第19条、別表第1及び別表第2の規定並びに第3条の規定による改正後の渋川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）別表の規定は、令和7年4月1日から適用する。

3 改正後の給与条例第30条第2項及び第3項並びに第33条第2項並びに改正後の任期付職員条例第9条第2項の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の渋川市職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の渋川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

理 由

一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に準じて改正しようとするものである。

渋川市職員の給与に関する条例及び渋川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する
 条例（案）新旧対照表

渋川市職員の給与に関する条例（平成１８年渋川市条例第４８号）の一部改正
 （第１条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（初任給調整手当） 第１３条 医療職給料表（１）の適用を受ける職に新たに採用された職員には、月額<u>３１万８００円</u>を超えない範囲内の額を、採用の日から３５年以内の期間、規則で定める期間の区分に応じて、初任給調整手当として支給する。 ２ （略） （通勤手当） 第１９条 （略） ２ 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （１） （略） （２） 前項第２号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額） ア・イ （略） ウ 使用距離が片道１０キロメートル以上１５キロメートル未満である職員 <u>７，３００円</u> エ 使用距離が片道１５キロメートル以上２０キロメートル未満である職員 <u>１０，４００円</u> オ 使用距離が片道２０キロメートル以上２５キロメートル未満である職員 <u>１３，５００円</u> カ 使用距離が片道２５キロメートル以上３０キロメートル未満である職員 <u>１６，６００円</u> キ 使用距離が片道３０キロメートル以上３５キロメートル未満である職員 <u>１９，７００円</u> ク 使用距離が片道３５キロメートル以上４０キロメートル未満である	（初任給調整手当） 第１３条 医療職給料表（１）の適用を受ける職に新たに採用された職員には、月額<u>３１万円</u>を超えない範囲内の額を、採用の日から３５年以内の期間、規則で定める期間の区分に応じて、初任給調整手当として支給する。 ２ （略） （通勤手当） 第１９条 （略） ２ 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （１） （略） （２） 前項第２号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額） ア・イ （略） ウ 使用距離が片道１０キロメートル以上１５キロメートル未満である職員 <u>７，１００円</u> エ 使用距離が片道１５キロメートル以上２０キロメートル未満である職員 <u>１０，０００円</u> オ 使用距離が片道２０キロメートル以上２５キロメートル未満である職員 <u>１２，９００円</u> カ 使用距離が片道２５キロメートル以上３０キロメートル未満である職員 <u>１５，８００円</u> キ 使用距離が片道３０キロメートル以上３５キロメートル未満である職員 <u>１８，７００円</u> ク 使用距離が片道３５キロメートル以上４０キロメートル未満である

職員 22,800円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である

職員 25,900円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である

職員 29,100円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である

職員 32,300円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である

職員 35,500円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 38,700円

(3) (略)

3～9 (略)

(期末手当)

第30条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5（規則で定める職員（第33条第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては100分の107.5）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第33条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5（特定幹部職員

職員 21,600円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である

職員 24,400円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である

職員 26,200円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である

職員 28,000円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である

職員 29,800円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円

(3) (略)

3～9 (略)

(期末手当)

第30条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125（規則で定める職員（第33条第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては100分の105）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第33条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105（特定幹部職員

にあつては、<u>100分の127.5</u>）を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前三任用短時間勤務職員 当該定年前三任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の52.5</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の62.5</u>）を乗じて得た額の総額 3～5 （略）	にあつては、<u>100分の125</u>）を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前三任用短時間勤務職員 当該定年前三任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の60</u>）を乗じて得た額の総額 3～5 （略）
--	--

渋川市職員の給与に関する条例及び渋川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する 条例（案）新旧対照表

渋川市職員の給与に関する条例（平成18年渋川市条例第48号）の一部改正
（第2条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（期末手当） 第30条 （略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の126.25</u>（規則で定める職員（第33条第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては<u>100分の106.25</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） （略） 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」と、「<u>100分の106.25</u>」とあるのは「<u>100分の61.25</u>」とする。 4～6 （略） （勤勉手当） 第33条 （略） 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 （1） 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の106.25</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の126.25</u>）を乗じて得た額の総額 （2） 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の61.25</u>）を乗じて得た額の総額	（期末手当） 第30条 （略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>（規則で定める職員（第33条第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては<u>100分の107.5</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） （略） 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。 4～6 （略） （勤勉手当） 第33条 （略） 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 （1） 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の107.5</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の127.5</u>）を乗じて得た額の総額 （2） 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の52.5</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の62.5</u>）を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

3～5 (略)

渋川市職員の給与に関する条例及び渋川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する
条例（案）新旧対照表渋川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年渋川市条例第31号）の一部改正
（第3条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行																												
（給与条例の適用除外等） 第9条 （略） 2 特定任期付職員に対する給与条例第3条第1項、第17条第1項、第28条第1項、第30条第2項及び第33条第2項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び渋川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年渋川市条例第31号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第17条第1項中「医療職給料表（1）の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表（1）の適用を受ける職員、任期付職員条例第7条第1項の特定任期付職員給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第28条第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員及び特定任期付職員」と、給与条例第30条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の97.5</u>」と、給与条例第33条第2項第1号中「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の90</u>」とする。 別表（第7条関係） 特定任期付職員給料表 <table><tr><th>号給</th><th>給料月額（円）</th></tr><tr><td>1</td><td><u>405,000</u></td></tr><tr><td>2</td><td><u>455,000</u></td></tr><tr><td>3</td><td><u>508,000</u></td></tr><tr><td>4</td><td><u>574,000</u></td></tr><tr><td>5</td><td><u>655,000</u></td></tr><tr><td>6</td><td><u>765,000</u></td></tr></table>	号給	給料月額（円）	1	<u>405,000</u>	2	<u>455,000</u>	3	<u>508,000</u>	4	<u>574,000</u>	5	<u>655,000</u>	6	<u>765,000</u>	（給与条例の適用除外等） 第9条 （略） 2 特定任期付職員に対する給与条例第3条第1項、第17条第1項、第28条第1項、第30条第2項及び第33条第2項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び渋川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年渋川市条例第31号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第17条第1項中「医療職給料表（1）の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表（1）の適用を受ける職員、任期付職員条例第7条第1項の特定任期付職員給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第28条第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員及び特定任期付職員」と、給与条例第30条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の95</u>」と、給与条例第33条第2項第1号中「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の87.5</u>」とする。 別表（第7条関係） 特定任期付職員給料表 <table><tr><th>号給</th><th>給料月額（円）</th></tr><tr><td>1</td><td><u>392,000</u></td></tr><tr><td>2</td><td><u>440,000</u></td></tr><tr><td>3</td><td><u>492,000</u></td></tr><tr><td>4</td><td><u>555,000</u></td></tr><tr><td>5</td><td><u>634,000</u></td></tr><tr><td>6</td><td><u>740,000</u></td></tr></table>	号給	給料月額（円）	1	<u>392,000</u>	2	<u>440,000</u>	3	<u>492,000</u>	4	<u>555,000</u>	5	<u>634,000</u>	6	<u>740,000</u>
号給	給料月額（円）																												
1	<u>405,000</u>																												
2	<u>455,000</u>																												
3	<u>508,000</u>																												
4	<u>574,000</u>																												
5	<u>655,000</u>																												
6	<u>765,000</u>																												
号給	給料月額（円）																												
1	<u>392,000</u>																												
2	<u>440,000</u>																												
3	<u>492,000</u>																												
4	<u>555,000</u>																												
5	<u>634,000</u>																												
6	<u>740,000</u>																												

7	<u>8 9 3, 0 0 0</u>

7	<u>8 6 4, 0 0 0</u>

渋川市職員の給与に関する条例及び渋川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する 条例（案）新旧対照表

渋川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 22 年渋川市条例第 31 号）の一部改正
 （第 4 条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（給与条例の適用除外等） 第 9 条 （略） 2 特定任期付職員に対する給与条例第 3 条第 1 項、第 17 条第 1 項、第 28 条第 1 項、第 30 条第 2 項及び第 33 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 3 条第 1 項中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び渋川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 22 年渋川市条例第 31 号。以下「任期付職員条例」という。）第 7 条第 4 項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第 17 条第 1 項中「医療職給料表（1）の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表（1）の適用を受ける職員、任期付職員条例第 7 条第 1 項の特定任期付職員給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第 28 条第 1 項中「管理職員」とあるのは「管理職員及び特定任期付職員」と、給与条例第 30 条第 2 項中「<u>100 分の 126.25</u>」とあるのは「<u>100 分の 96.25</u>」と、給与条例第 33 条第 2 項第 1 号中「<u>100 分の 106.25</u>」とあるのは「<u>100 分の 88.75</u>」とする。	（給与条例の適用除外等） 第 9 条 （略） 2 特定任期付職員に対する給与条例第 3 条第 1 項、第 17 条第 1 項、第 28 条第 1 項、第 30 条第 2 項及び第 33 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 3 条第 1 項中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び渋川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 22 年渋川市条例第 31 号。以下「任期付職員条例」という。）第 7 条第 4 項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第 17 条第 1 項中「医療職給料表（1）の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表（1）の適用を受ける職員、任期付職員条例第 7 条第 1 項の特定任期付職員給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第 28 条第 1 項中「管理職員」とあるのは「管理職員及び特定任期付職員」と、給与条例第 30 条第 2 項中「<u>100 分の 127.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 97.5</u>」と、給与条例第 33 条第 2 項第 1 号中「<u>100 分の 107.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 90</u>」とする。

1 人事院勧告の概要（令和7年度に係る給与改定）

- (1) 月例給
民間給与との較差15,014円（3.62%）を解消するため次のとおり改定
 - ア 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ
 - 【大卒】232,000円（+5.5%、+12,000円）
 - 【高卒】200,300円（+6.5%、+12,300円）
 - イ 若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る引上げ
行政職俸給表（一）の平均改定率は+3.3%
- (2) ボーナス（期末・勤勉手当）
年間0.05月引上げ（総月数：4.60月 → 4.65月、民間支給割合：4.65月）
- (3) その他手当
 - ア 通勤手当
各距離区分において200円から7,100円までの幅で引上げ
 - イ 初任給調整手当
対象となる医師等に対する支給額の限度を引上げ
 - ウ 宿日直手当
勤務1回に係る支給額の限度を引上げ

2 本市における給与改定の内容

- (1) 月例給
人事院勧告どおり改定する。
- (2) ボーナス（期末・勤勉手当）
人事院勧告どおり改定する。
- (3) その他手当
人事院勧告どおり改定する。
 - ア 通勤手当

距離区分 (片道)	5km未満	5km以上 10km未満	10km以上 15km未満	15km以上 20km未満	20km以上 25km未満	25km以上 30km未満	30km以上 35km未満
改定前	2,000円	4,200円	7,100円	10,000円	12,900円	15,800円	18,700円
改定後	2,000円	4,200円	7,300円	10,400円	13,500円	16,600円	19,700円
改定額	0円	0円	200円	400円	600円	800円	1,000円
対象職員数	173名	275名	122名	46名	28名	7名	2名

距離区分 (片道)	35km以上 40km未満	40km以上 45km未満	45km以上 50km未満	50km以上 55km未満	55km以上 60km未満	60km以上
改定前	21,600円	24,400円	26,200円	28,000円	29,800円	31,600円
改定後	22,800円	25,900円	29,100円	32,300円	35,500円	38,700円
改定額	1,200円	1,500円	2,900円	4,300円	5,700円	7,100円
対象職員数	1名	0名	1名	1名	0名	0名

※対象職員数は令和7年12月1日現在

- イ 初任給調整手当
医療職給料表（一）の適用を受ける医師に対する限度を800円引き上げる。

※ 規則で定めるもの

宿日直手当（1回につき）勤務時間5時間以上 4,400円 → 4,700円（+300円）
勤務時間5時間未満 2,200円 → 2,350円（+150円）